

# 第 1 章 調査の概要

# 第1章 調査の概要

## 1 調査の趣旨

近年、非正規労働者の割合はますます高まり、雇用者全体の4割近くにまで上昇している。なかでも、その半数近くを占めるパートタイマーの果たす役割は大きくなっており、企業における基幹的な戦力として定着しているパートタイマーも多い。一方、少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が見込まれることから、女性や高齢者等の雇用機会の拡大が求められている。こうした中、パートタイマーの適正な労働条件の確保や労働環境の整備が喫緊の課題となっている。

今回の調査は、平成29年度に実施した前回調査との経年比較をするとともに、パートタイム・有期雇用労働法や「同一労働同一賃金ガイドライン」の施行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、法制度や社会情勢の変化がパートタイマーの雇用にどのような影響を及ぼしているかを明らかにし、今後のパートタイマーの処遇改善のための労働行政上の基礎資料とするものである。

## 2 調査の対象

(1) 事業所：都内の常用雇用者数30人以上の3,000事業所

(2) 従業員：調査対象事業所に勤務するパートタイマー1,928人

※ 調査対象事業所については、事業所母集団データベース（令和元年度フレーム）を母集団として、島しょ地域を除く都内全域の常用雇用者数が30人以上の民営事業所（48,393事業所）から無作為抽出した（日本標準産業分類の大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業所を除く。）。なお、従業員数が30人未満であると回答した事業所については本来の調査対象ではないため、集計表にはそのまま表示したが、報告書文中では原則として言及していない。

※ 調査対象従業員は、調査対象事業所のうち協力が得られた事業所に勤務するパートタイマーである。

## 3 調査の方法

(1) 事業所調査：郵送により調査票を配布し、返信用封筒にて回収した。

(2) 従業員調査：協力を得られた事業所に調査票を郵送し（1事業所当たり最大6部）、できるだけ性別や年齢のバランスが均等になるように現在雇用しているパートタイマーに配布するよう依頼した。回答後の調査票は、返信用封筒により、事業所を通さずに回収した。

## 4 調査の実施時期

(1) 事業所調査：令和3年9月13日に郵送し、10月12日を返信投函締切りとした。

(2) 従業員調査：令和3年10月15日、22日、29日の3回に分けて事業所宛てに郵送し、11月15日を返信投函締切りとした。

※ いずれの調査も令和3年10月1日時点の状況について回答を求めた。

## 5 調査票の回収状況

	発送数 (A)	回収数 (B)	有効回答数 (C)	回収率 (B/A)	有効回答率 (C/A)
事業所調査	3,000	860	859	28.7%	28.6%
従業員調査	1,928	558	558	28.9%	28.9%

※ 全有効回答事業所のうち、パートタイマーを雇用しているのは 514 事業所 (59.8%)。

## 6 利用上の注意

### (1) 定義

本調査におけるパートタイマー及び他の就業形態の定義は以下のとおり。

#### ア パートタイマー

一般には、正社員より 1 日の所定労働時間が短いか 1 週の所定労働日数が少ない者をいうが、本調査では、当該事業所で「パートタイマー」として処遇されている者（いわゆるフルタイムパート等）を含む（短時間正社員を含まない。）。

#### イ 正社員

フルタイムで仕事に従事し、雇用期間を定められていない者（短時間正社員を含む。）。

#### ウ 契約社員

フルタイムで仕事に従事し、期間の定めのある契約に基づき直接雇用されている者。

#### エ 派遣労働者

労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から派遣されている者。

### (2) 事業所調査における「パートタイマー比率」

調査票問 2 において回答を得た「パートタイマー（有期）」と「パートタイマー（無期）」の合計数が当該事業所の従業員総数に占める割合。

### (3) その他

ア 「(n= )」は回答者数を表す。

イ 集計表の値は小数第 2 位を四捨五入しているため、割合の合計が 100% とならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに回答者数 (n) に対する割合を算出しているため、割合の合計が 100% を超える場合がある。

ウ 文中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。

エ 回答者数が 10 未満の集計結果については、集計表にはそのまま表示したが、報告書文中では原則として言及していない。